

# 災害廃棄物対策指針の改定 について

環境省北海道地方環境事務所

# 事前の災害廃棄物対策の重要性

- ❑ 災害時には、様々な種類の廃棄物が、一度に大量に発生。
- ❑ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要。
- ❑ 災害廃棄物の迅速な処理は、被災地域の早期の復旧・復興のために必要。



事例1  
公園に集積された  
災害廃棄物



事例2  
道路端に集積された  
災害廃棄物



事例3  
自治体管理の仮置場に混合状態  
で搬入された災害廃棄物

事前準備(災害廃棄物処理計画)に基づいた  
迅速かつ適切な初動対応が重要！



事例4: 自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物

# 市町村による災害廃棄物処理計画の策定

○廃棄物処理法第五条の二第一項に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省告示第七号 平成二十八年一月二十一日）

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1) 市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。

**その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。**

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。

大規模災害時には、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで域内の災害廃棄物の処理を行う。

また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援を積極的に実施するものとする。

# 都道府県による災害廃棄物処理計画の策定

○廃棄物処理法第五条の二第一項に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省告示第七号 平成二十八年一月二十一日）

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(2) 都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、関係機関・関係団体との連携を進めるものとする。

**その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。**

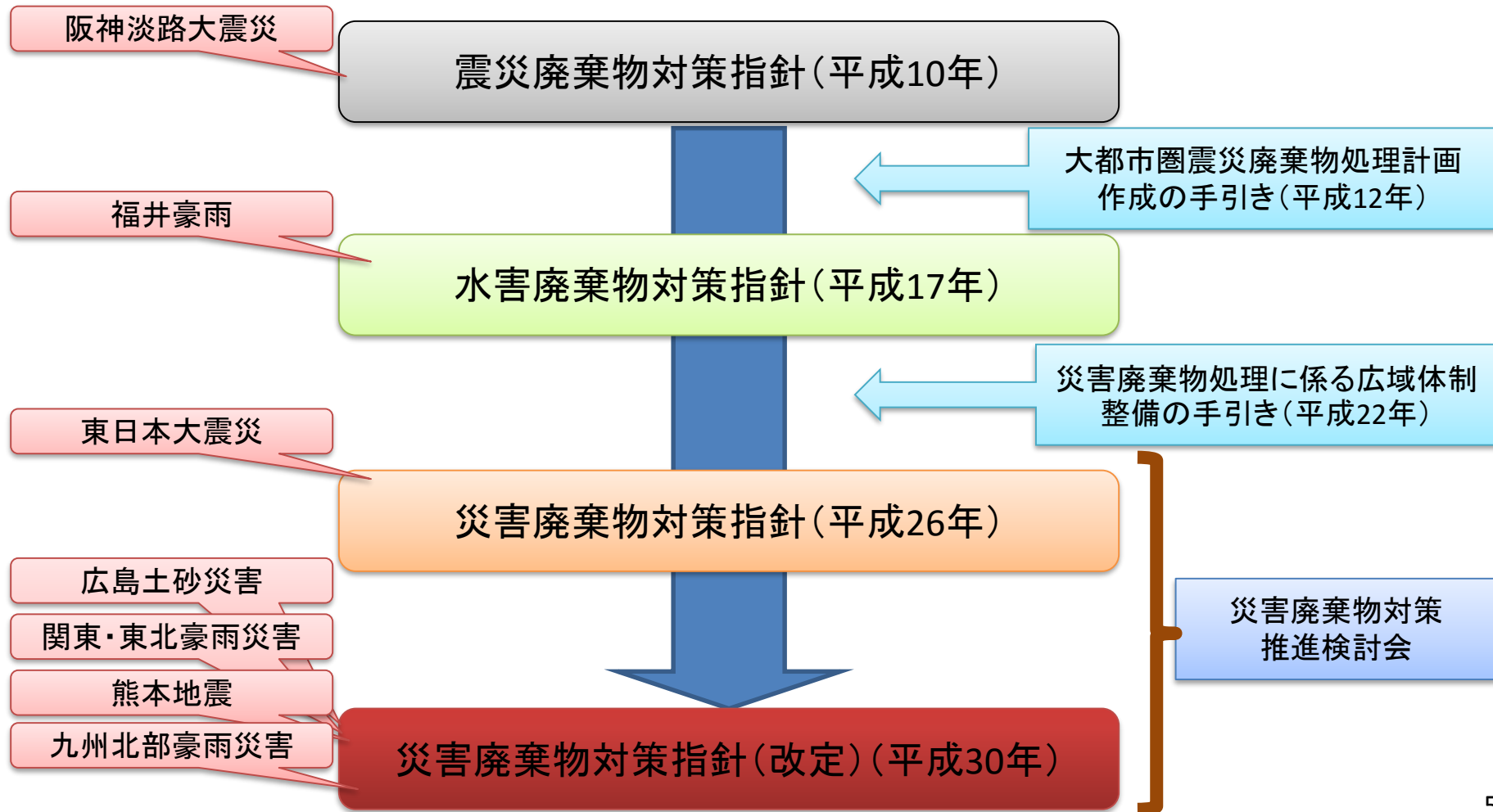
非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。

大規模災害時には国の処理指針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。



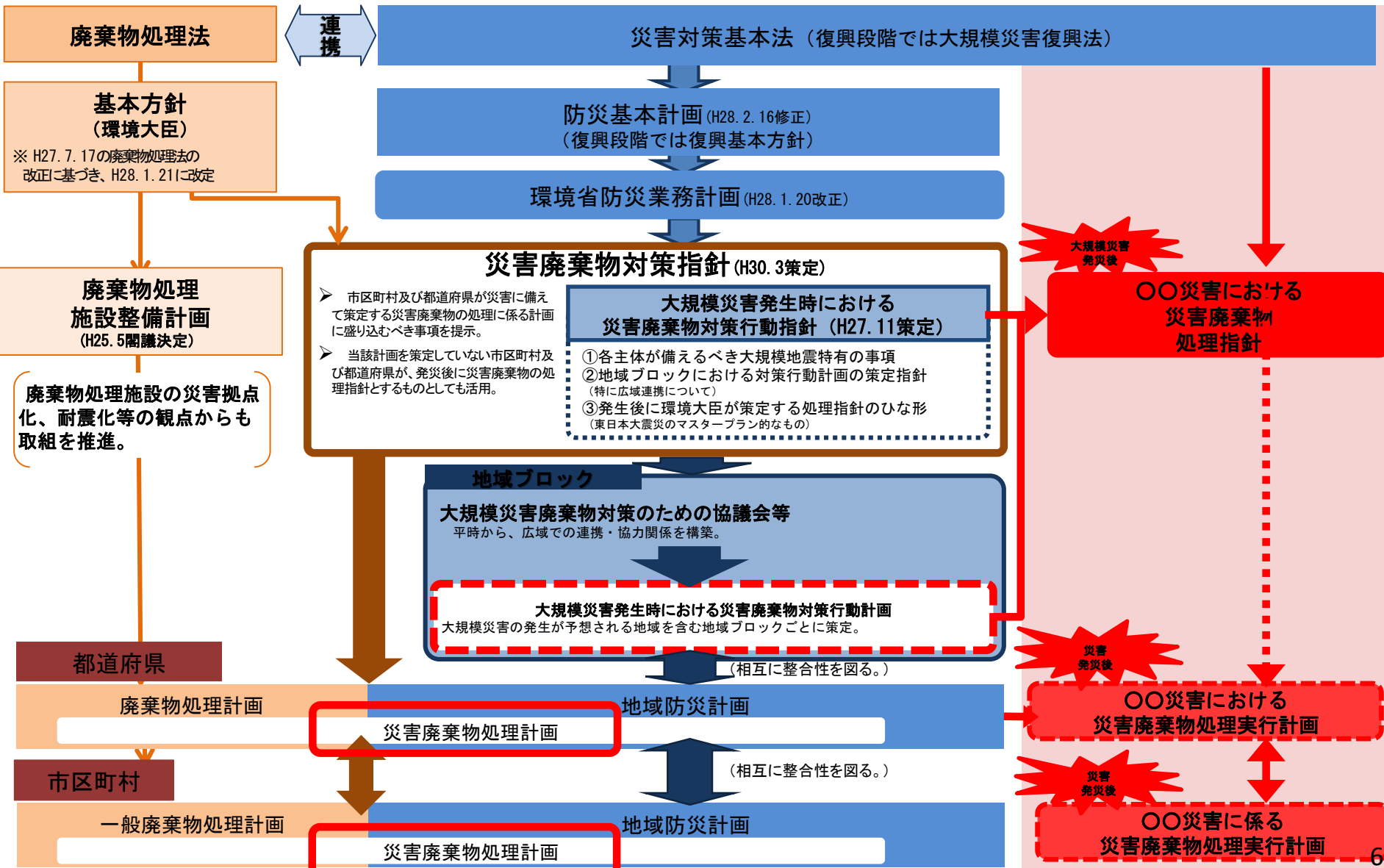
# 災害廃棄物対策指針とは

- 災害廃棄物対策指針は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。
- 平成26年に東日本大震災の教訓を元に、過去の指針等を統合して策定。
- 平成30年に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定。



# 災害廃棄物対策指針の位置づけ

○ 災害廃棄物対策指針とは、**廃棄物処理法基本方針**及び**災害対策基本法**に基づく**防災基本計画(第34条)**並びに**環境省防災業務計画(第36条)**に基づき、策定。



廃棄物処理施設の災害拠点化、耐震化等の観点からも取組を推進。

# 災害廃棄物対策指針の改定のポイント

## 1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
  - － 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
  - － 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
  - － 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記 など

## 2. 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化
  - ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化(し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等)
  - ・ 災害時に実際に連携した団体(ボランティアを含む)への働きかけの強化
  - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実(太陽光パネルや蓄電池など) など

## 3. 上記2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
- 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
- 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実 など

国、都道府県、市区町村(支援/受援)、関係団体などの役割を明確化

# 災害廃棄物対策指針の構成

## 第1編 総則

### 第1章 背景・目的

### 第2章 指針の構成

### 第3章 基本的事項

- ・災害廃棄物対策指針や災害廃棄物処理計画等の位置付け及び記載事項
- ・災害時に発生する廃棄物の特徴、災害の規模別・種類別の対策
- ・発災後における各主体の役割及び行動 等

## 第2編 災害廃棄物対策

### 第1章 平時の備え

#### ○体制整備

- －組織体制、協力・支援体制
- －職員への教育訓練 等

#### ○災害廃棄物処理対策の検討

- －災害廃棄物量の試算
- －処理フローの検討
- －受入可能施設のリスト化 等

#### ○住民等への啓発・広報 等

### 第2章 災害応急対応

#### ○体制整備

- －各主体の行動と処理主体決定
- －組織体制・指揮命令系統
- －協力・支援／受援体制
- －各種相談窓口の設置 等

#### ○災害廃棄物処理方法の決定

- －災害廃棄物発生量や処理可能量の推計
- －処理スケジュール、処理フロー
- －仮置場の確保、運営
- －選別・処理・再資源化方法
- －特別対応が必要な廃棄物
  - ・太陽光パネル、蓄電池等

#### ○住民等への啓発・広報 等

### 第3章 災害復旧・復興等

#### ○体制整備

- －組織体制強化
- －協力・支援／受援体制

#### ○災害廃棄物処理

- －災害廃棄物発生量の見直し
- －受入施設の増強
- －仮設処理施設の設置
- －広域的な処理・処分

#### ○災害廃棄物処理事業の進捗管理

#### ○処理事業費の管理



# 災害廃棄物処理計画の主な記載事項

## 第1編第3章 基本的事項(P1-5抜粋)

### 市町村が策定する災害廃棄物処理計画

市区町村が策定する災害廃棄物処理計画は、自らが被災することを想定し、平時の備え(体制整備等)や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものである。

**具体的には、災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等について示すものとする。**

### 都道府県が策定する災害廃棄物処理計画

都道府県が策定する災害廃棄物処理計画は、被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え(体制整備等)、災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたものである。

**具体的には、市区町村等に対する技術的な支援内容、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施(地方自治法第252条の14)する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。**

## 第2編第1章 平時の備え(P2-10～2-12太字抜粋)

- 地方公共団体は、仮置場の候補地を平時に設定するが、設定するに当たっては仮置場の利用方法についても検討しておく。

表 仮置場の利用方法(例)

| 用途      | 説明  |
|---------|---|
| 一時的な仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き</li> <li>・住民が自ら持込む仮置き</li> </ul>   |
| 破砕作業用地等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設破砕機等の設置及び処理作業(分別・選別等)を行うための用地</li> </ul>  |
| 保管用地    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管</li> <li>・最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管</li> <li>・コンクリートがらや津波堆積物等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管</li> <li>・焼却灰や有害廃棄物等の一時的な保管(危険物も含む)</li> <li>・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管(但し、再資源化物のみを仮保管している場所は含まない)</li> </ul> |

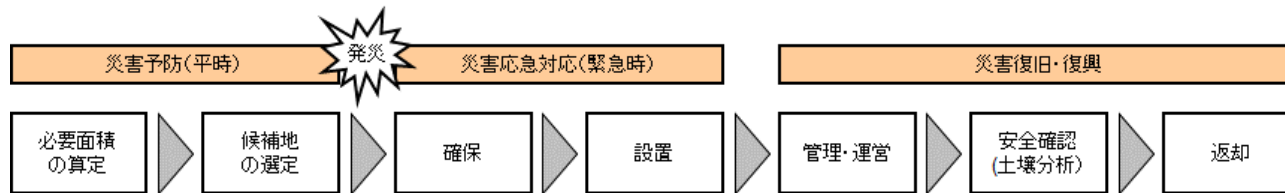


図 仮置場の検討フロー(例)

- 地方公共団体は、想定される規模に応じて仮置場の必要面積を算定する。(技術資料参照)
- 空地等は、災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ、仮置場の候補地を選定する。候補地の選定に当たっては必要に応じて地元住民と平時に調整を行う。
- 住宅や事業所が密集した都市域においては、被害想定に見合った仮置場用地の確保が困難な場合がある。このようなケースでは、試算上の必要面積に満たずとも可能な限り候補地を選定する。
- 空地等は、発災直後や復旧・復興時など時間軸の変化により、必要とされる用途が変化する場合があります。ことに留意する。
- 地方公共団体は、仮置場の使用・返却時のルールを平時に検討する。(技術資料参照)

## 第2編第2章 災害応急対応(P2-27～2-28太字抜粋)

- 被災地方公共団体は、被害状況を反映した発生量をもとに必要面積の算定を行う。(技術資料参照)
- 空地等は、自衛隊の野営場や避難所、応急仮設住宅等への利用も想定されることから、被災市区町村は関係部局等と調整の上、仮置場を確保する。
- 被災地方公共団体は、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を確保する。(技術資料参照)
- 仮置場での保管に際し、廃棄物が混合状態とならないよう、分別排出・分別仮置き推進のために、場内で管理・指導を行う。
- 石綿を含む廃棄物が仮置場へ搬入された場合には、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)(平成29年9月)」を参照して飛散防止措置を実施する。
- 汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討し、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。

## 第2編第3章 災害復旧・復興等(P2-40太字抜粋)

- 被災地方公共団体は、適切な仮置場の運用を行うために次の人員・機材を配置する。(技術資料参照)
  - ①仮置場の管理者
  - ②十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
  - ③廃棄物の積上げ・積下しの重機
  - ④場内運搬用のトラック(必要に応じ)
  - ⑤場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機
- 被災地方公共団体はトラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。(技術資料参照)
- 被災地方公共団体は、仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。(技術資料参照)

## 第2編第1章 平時の備え(P2-7太字抜粋)

- 平時にごみ収集を委託している市区町村等においては、委託業者が収集を実施できなくなった場合の対策を検討する。(技術資料参照)
- 市区町村等は、避難所から排出される廃棄物の保管場所・方法、収集運搬ルートを検討する。
- 災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、発災初動時のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないように、市区町村は仮設トイレ、マンホールトイレ(災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ)、簡易トイレ(災害用携帯型簡易トイレ)、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行う。仮設トイレ等の備蓄数は、し尿の推計発生量を基に決定する。(技術資料参照)
- 一市区町村で大規模災害に対処しうる備蓄を行うことは合理的でないため、周辺市区町村と協力し、広域的な備蓄体制を確保するとともに、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等と災害支援協定を締結し、し尿処理体制を確保する。

## 第2編第2章 災害応急対応(P2-22～2-23太字抜粋)

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。(技術資料参照)
- 被災市区町村は、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。
  - ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保(焼却等の処理前に保管が必要な場合)
  - ② 支援市区町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保
- 被災市区町村は、避難所における生活に支障が生じないように、関係部局(防災、教育、福祉、公園等)と連携し、必要な数の仮設トイレ(消臭剤、脱臭剤等を含む)や簡易トイレ(災害用携帯型簡易トイレ)、マンホールトイレ(下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ)を確保・設置するとともに、収集体制構築のため仮設トイレ等の設置場所一覧を作成・整理する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。被災市区町村でし尿の収集・処理ができない場合は、災害支援協定等に基づいて他の地方公共団体や民間事業者団体に支援要請し、し尿の収集運搬・処理体制を構築する。(技術資料参照)

## 第2編第3章 災害復旧・復興等(P2-38太字抜粋)

- 被災市区町村は、避難所の閉鎖にあわせ平時のし尿処理体制へ移行する。閉鎖された避難所については、仮設トイレの撤去を行う。
- 被災市区町村等は、避難所の閉鎖にあわせ応急仮設住宅からのごみ対策も含めて平時の処理体制へ移行する。



## 第2編第1章 平時の備え(P2-1太字抜粋)

- 災害の規模、建物や処理施設等の被災状況、職員の被災状況などによっては人的・物的支援を必要とする場合があることから、地方公共団体は受援について予め検討、整理しておく必要がある。なお、支援終了後の庁内組織体制への移行にも配慮する必要がある。(技術資料参照)

## 第2編第2章 災害応急対応(P2-19・2-22・2-26太字抜粋)

- 災害廃棄物の処理主体は被災市区町村である。被災市区町村は災害廃棄物発生量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況、被災市区町村が策定するBCP(事業継続計画)等で定めた災害時優先業務の対応状況などを踏まえ、独自で災害廃棄物を処理できるか総合的に検討する。被害の規模や組織体制等によっては、被災都道府県へ支援(事務委託を含む)を要請する。(技術資料参照)
- 被災市区町村は、避難所における生活に支障が生じないよう、関係部局(防災、教育、福祉、公園等)と連携し、必要な数の仮設トイレ(消臭剤、脱臭剤等を含む)や簡易トイレ(災害用携帯型簡易トイレ)、マンホールトイレ(下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ)を確保・設置するとともに、収集体制構築のため仮設トイレ等の設置場所一覧を作成・整理する。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。被災市区町村でし尿の収集・処理ができない場合は、災害支援協定等に基づいて他の地方公共団体や民間事業者団体に支援要請し、し尿の収集運搬・処理体制を構築する。(技術資料参照)
- 被災地方公共団体は、収集運搬体制を構築する。体制構築に当たっては平時に検討した内容を参考とし、被害状況に応じて見直しを行う。必要に応じて他の地方公共団体等へ協力要請を行う。(技術資料参照)

## 第2編第3章 災害復旧・復興等(P2-37太字抜粋)

- 被災市区町村は被害の規模等により、実行計画の策定及び災害廃棄物の処理作業の実施が事務能力上困難であると判断した場合は、被災都道府県へ支援(事務委託を含む)を要請する。(技術資料参照)

# 災害廃棄物対策指針(改定版)における【市区町村等に対する技術的な支援】①

## 第2編第1章 平時の備え(P2-2~2-3太字抜粋)

- 都道府県は、市区町村等が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行う。また、自区域内の被害の状況等により市区町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を受託する場合も考えられるため、通常災害から大規模災害までを想定した災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた連携のため、平時から関係機関・関係団体との連携を図る。(技術資料参照)
- 都道府県は、地域ブロック協議会が策定する行動計画とも整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画を策定又は適宜見直すとともに、市区町村の災害廃棄物処理計画の策定と見直しを支援する。
- 都道府県は、地域ブロック協議会に参加し、相互協力体制を検討する。
- 都道府県は、市区町村等の災害支援協定の締結状況を把握し、平時から広域的な相互協力体制を整備する。
- 都道府県は、人材育成支援として、市区町村等向けの災害廃棄物対策セミナーや演習を開催し、災害廃棄物対策の実行性の向上に努める。

## 第2編第2章 災害応急対応(P2-21太字抜粋)

- 被災都道府県は、災害廃棄物処理計画を踏まえ職員の被災状況等に応じた組織体制・指揮命令系統を整備する。(技術資料参照)
- 被災都道府県は、被災市区町村からの支援ニーズを把握するとともに、被災市区町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築するための支援・指導・助言、地域ブロック協議会と連携した広域的な協力体制の確保、周辺市区町村・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。調整に当たっては、被災市区町村と関係地方公共団体との個別協定(指定都市市長会等)や連携(姉妹都市等)を考慮に入れること。被災都道府県は、支援地方公共団体からの問い合わせに対応できるセンターとしての機能を果たすことが期待される。
- 被災都道府県は、関係機関・関係団体と連携してプッシュ型支援を行う。
- 被災都道府県は、処理全体の進捗管理とともに被災市区町村に対する支援を行う。必要に応じて被災市区町村からの災害廃棄物処理の一部の事務受託も検討する

## 第2編第3章 災害復旧・復興等(P2-37太字抜粋)

- 被災市区町村が主体となって災害廃棄物処理を行う場合、被災都道府県は、被災市区町村への災害廃棄物処理体制の指導・助言、地域ブロック協議会(地域ブロック内の地方公共団体)と連携した広域的な協力体制の確保、被害情報収集体制の確保、周辺市区町村・関係省庁・民間事業者団体との連絡調整等を行う。

# 災害廃棄物対策指針(改定版)における【災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施(地方自治法第252条の14)する場合における廃棄物の処理体制】

## 第2編第1章 平時の備え(P2-2太字抜粋)

- 都道府県は、市区町村等が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行う。また、自区域内の被害の状況等により市区町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を受託する場合も考えられるため、通常災害から大規模災害までを想定した災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた連携のため、平時から関係機関・関係団体との連携を図る。(技術資料参照)

## 第2編第2章 災害応急対応(P2-19太字抜粋)

- 被災都道府県は、必要な人的・物的支援を行っても被災市区町村だけでは処理が行えないと判断される場合には、被災市区町村と協議のうえ事務の一部を受託し、災害廃棄物処理を実施することができる。(技術資料参照)

## 第2編第3章 災害復旧・復興等(P2-37太字抜粋)

- 被災市区町村が主体となって災害廃棄物処理を行うことが困難と判断し、被災都道府県に対して事務委託の要請があった場合には、被災都道府県が主体となって災害廃棄物処理を実施する。事務委託を行うに当たっては被災都道府県と被災市区町村の事務分担を明確にする。

## 第2編第1章 平時の備え(P2-4太字抜粋)

- 市区町村等は、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する。(技術資料参照)

## 第2編第2章 災害応急対応(P2-22太字抜粋)

- 被災地方公共団体は災害支援協定に基づき整理した事業者リストを活用して協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築する。

## 第2編第3章 災害復旧・復興等(P2-38太字抜粋)

- 被災地方公共団体は、民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理事業を発注する。



- 災害廃棄物対策指針(改定版)における技術資料については、引き続き改定作業中。
- 災害廃棄物対策指針(平成26年3月策定版)の技術資料については、環境省HPにて公開中。

URL: (<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/toc/index.html>)